【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年６月28日
【会社名】	株式会社三栄コーポレーション
【英訳名】	SANYEI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　小林 敬幸
【本店の所在の場所】	東京都台東区寿四丁目１番２号
【電話番号】	03-3847-3500
【事務連絡者氏名】	総務部長　堀川 浩明
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区寿四丁目１番２号
【電話番号】	03-3847-3503
【事務連絡者氏名】	総務部 部長代理　大杉 敬巳
【縦覧に供する場所】	株式会社三栄コーポレーション名古屋支社 名古屋市千種区千種１丁目15番１号ルミナスセンタービル２階 株式会社大阪証券取引所 大阪市中央区北浜１丁目８番16号

1 【提出理由】

平成25年６月27日開催の当社第64回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年６月27日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案 株式併合の件

① 併合する株式の種類

当社普通株式

② 併合する株式の割合

当社普通株式の発行済株式総数について、５株を１株に併合する。

ただし、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数に応じて交付する。

③ 株式併合の効力発生日

平成25年10月１日

④ その他

本議案に係る株式併合は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とする。

第２号議案 定款一部変更の件

① 発行可能株式総数を４千４百万株から８百80万株に変更する。

② 単元株式数を1,000株から100株に変更する。

③ 上記①②の効力発生日を平成25年10月１日とする附則を新設する。

第３号議案 取締役７名選任の件

取締役として、小林敬幸、村瀬司、清水誠二、松浦均、髙島良平、柴田渉、樋口功を選任する。

第４号議案 監査役２名選任の件

監査役として、山本剛嗣、加賀谷達之助を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率	決議の結果
第１号議案	8,097	14	0	99.83%	可決
第２号議案	8,098	13	0	99.84%	可決
第３号議案					
小林 敬幸	8,100	11	0	99.86%	可決
村瀬 司	8,100	11	0	99.86%	可決
清水 誠二	8,100	11	0	99.86%	可決
松浦 均	8,100	11	0	99.86%	可決
髙島 良平	8,092	11	0	99.77%	可決
柴田 渉	8,100	11	0	99.86%	可決
樋口 功	8,100	11	0	99.86%	可決
第４号議案					
山本 剛嗣	8,102	9	0	99.89%	可決
加賀谷 達之助	8,102	9	0	99.89%	可決

（注） 各議案の可決要件は次のとおりです。

・第１号議案および第２号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成です。

・第３号議案および第４号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。